

北海道の森はどうなっているか

石 城 謙 吉

いしがき・けんきち
1934年長野県生まれ。
北海道大学教授・苫小牧演習林長。専攻は生態学。83年以來苫小牧で環境問題の住民運動に参加。著書に「イワナの謎を追う」(岩波書店)、「森はよみがえる」(講談社)ほか。

一、森林の面積と蓄積

北海道自然保護協会が発足した昭和三十九年は、昭和三十七年に池田内閣が打ち出した全国総合開発政策によって、日本の産業の主軸が一次産業から工業へと大きく組み替えられつつある時期だった。その中で、高度経済成長の旗印のもとにそれまでの農林業によるものとはまったく別の、大規模な北海道の自然への働きかけが始まりつつあった。自然保護協会の結成は、こうした事態への道民の身構えの一つだったといってもよいだろう。その後、北海道の自然保護活動は学者、文化人らいわゆる有識者の主張から地域住民の生活環境を守る運動へとひろがって今日に至っている。

しかし、その間に、経済原則優先の社会情勢の中で北海道の自然には大きな消失と荒廃が続いてきたのも事実である。では、当時から今日に至る三十年間に、北海道の森林にはどのようなことが起こってきたか。この間における北海道の森林の推移と現状を知るのに、北海道が毎年出している「北海道森林統計」から数字をひろってみよう。こうした統計数字が森林の実態を果たしてどれだけ反映しているかといった論議はこの際おくとし、ここでは関係機関による資料からどのようなことが読みとれるかを見てみることにしたい。

まず、森林の面積はどうか。そこで昭和三十九年から現在までの十年ごとの数字を集めたのが表一である。これを見ると、面積に関する限り、北海道の森林は三十年前とほとんど変わっていない。現在も、北海道は全面積のおよそ七十%が森林で占められている「森林王国」なのである。

つぎに、ではその森林の内実、すなわち樹木の蓄積量はどうか。同じく昭和三十九年以降十年ご

との数字を拾った表二を見てみよう。少々意外な気もするかも知れないが、この統計数字を見る限り、北海道の森林の蓄積量は三十年前よりも大きく上回っている。北海道全体の森林の蓄積量の数字は、戦後から昭和四十年代を通じては減少が続き、五十年には五億一千六百万立方メートル台にまで落ち込んだのであるが、その後は一貫して増加し続けて現在に至っているのである。所管別に見ると、国有林では三十年前に比べるとおよそ一七%の蓄積減になっているが、道有林では三十年前とほぼ同じレベルになり、市町村有林と一般民有林では二倍以上の蓄積増になっている。

こうして、この二つの表を単純に見れば、北海道の森林は、全体としてはけっして衰退などではないことになる。面積は近年多少は減っているものの大きくは変わっておらず、さらに蓄積は近年増加の一途をたどっていて、終戦直後の昭和二十二年の五億四千九百万立方メートルをも大きく上回る数字になっている。

そうなると、近年叫ばれている北海道の森林の荒廃とはいったい何なのか。北海道の森林は、本当は健在なのだろうか。

そこで、森林の保全に関して常にもっと大きな要因として取り上げられる伐採量の推移を見たのが表三である。これを見ると、北海道の森林伐採量はこの三十年間に著しく減少してきていることがわかる。減少は資源が減り続けてきている国有林でもっとも著しいが、蓄積が増加している市町村有林やその他の民有林でも、伐採量の減少傾向は変わらない。そこで問題は、北海道全体の近年の森林蓄積量の増加が、このような伐採量の低下による森林の回復を示すものかどうかである。

表一 森林面積の推移

単位：ha

年 \ 所管	合計	国有林	道有林	市町村有林	その他 民有林
昭和39年(1964)	5,586,158	3,091,328	618,040	268,908	1,468,663
昭和48年(1973)	5,635,511	3,232,960	617,107	255,319	1,530,125
昭和58年(1983)	5,618,305	3,223,228	616,424	268,084	1,510,569
平成5年(1992)	5,565,301	3,189,881	615,543	281,188	1,478,689

表二 森林蓄積の推移

単位：千m³

年 \ 所管	合計	国有林	道有林	市町村有林	その他 民有林
昭和39年(1964)	548,869	398,275	62,191	12,921	59,838
昭和48年(1973)	522,605	368,588	61,331	13,136	79,550
昭和58年(1983)	535,506	344,622	60,422	20,431	110,031
平成5年(1992)	578,740	331,544	61,971	29,177	143,772

表三 森林伐採量

単位：千m³

年 \ 所管	合計	国有林	道有林	市町村有林	その他 民有林
昭和39年(1964)	11,946	7,935	1,413	426	2,172
昭和48年(1973)	10,887	6,413	1,508	331	2,635
昭和58年(1983)	8,244	5,102	1,105	296	1,741
平成5年(1992)	6,643	3,614	646	1,737	

二、人工林の拡大

さきにも述べたように、近年の北海道における森林の蓄積量の増加は、市町村有林とその他民有林を含む民有林での増加によるものであるが、民有林が国有林、道有林と大きく異なる点は、民有林では人工林造成が早くから行われ、人工林率が国有林、道有林に比べて著しく高いことにある。表四はこの三十年間の北海道における人工林の面積と蓄積の推移である。これを見ると、北海道全体の人工林はこの三十年間に面積、蓄積とも飛躍的に増したことがわかる。この人工林の拡大は、広葉樹二次林や天然林を針葉樹の人工林に林種転換させる拡大造林の方針に基づいて一斉皆伐・一斉造林によってたらされたものである。

人工林の拡大は戦後まず民有林から始められたが、昭和二十九年に北海道を襲った洞爺丸台風による被害後の昭和三十年代の前半からは国有林で大規模に行われるようになった。その結果、三十年代後半からは民有林、道有林、国有林を合わせて年間六万ヘクタール以上、さらに四十年代前半には七万ヘクタール前後の人工造林が行われてきた。植栽樹種はトドマツ(五三%)とカラマツ(三二%)が圧倒的に多く、この二つが人工林面積の八割以上を占めている。その後造林面積は年々減少し、平成二年度以降は年間一万ヘクタール以下になっているが、こうしてこれまでに累積されてきた北海道の人工林面積は、全体で百五十万ヘクタールを超え、森林全体の二七%を占めるまでになっている。

しかし、こうした面積の増加以上に著しいのは、人工林における植栽木の成長による蓄積の増加である。この三十年間における人工林の面積の増加

表一 4 人工林の面積と蓄積

単位：ha、千 m^3

年	全 体		国 有 林		道 有 林		民 有 林 (市 町 村 有 林、 その他民有林を含む)	
	面 積	蓄積(m^3/ha)	面 積	蓄積(m^3/ha)	面 積	蓄積(m^3/ha)	面 積	蓄積(m^3/ha)
昭和39年(1964)	597,142	11,327 (19.0)	231,039	2,578 (11.2)	61,966	1,282 (20.7)	304,137	7,467 (24.6)
昭和48年(1973)	1,177,083	29,946 (25.2)	533,133	6,230 (11.7)	99,826	3,537 (35.4)	544,124	20,179 (37.1)
昭和58年(1983)	1,419,928	78,024 (54.9)	642,790	19,134 (29.8)	123,636	7,653 (61.9)	653,502	51,237 (78.4)
平成5年(1992)	1,512,657	137,884 (91.2)	704,127	41,232 (58.6)	127,184	10,975 (86.3)	681,346	85,677 (125.7)

はおよそ二・五倍であるが、蓄積の方は十二倍以上の増加を示している。そして、なかでもとくに蓄積の増加が著しいのが民有林の人工造林地における増加であり、北海道全体の人工林における蓄積増の六割以上を占めている。

こうして見るとわかるように、この三十年間における北海道の森林の蓄積量の増加は、人工林、とくに民有林の人工造林地における蓄積増によるものである。

では、一方の天然林はどうなっているか。表五を見ると、北海道の天然林はこの三十年間にまず面積でおよそ九十万ヘクタール減少している。その大部分は人工林に変わったものとみてよい。また蓄積量では約一億立方メートル減少している。そして、そのうちの九千二百万立方メートル以上は国有林の天然林における蓄積減である。ヘクタール当たりの平均蓄積も低下していることから、国有林では人工林への林種転換による面積縮小によるだけではなく、残された天然林も全体として蓄積が減少したことがわかる。

このように、さきの表一と二に示される北海道全体の面積と蓄積に関する数字だけを見れば意外に健在と思われそうな北海道の森林であるが、その内実は大きく変わってきていることがわかる。面積、蓄積の両面で人工林の比率が増大し、その一方で天然林は明らかに量質とも大きく衰退してきているのである。

三、森林をとりまく問題

こうした森林の変質の中で現在起こっている大きな問題の一つは、林業の低迷である。それは、長く北海道の木材生産の中心となってきた天然林

資源の量・質両面の著しい低下によってもはや伐れる天然木が極端に少なくなっていること、その一方で、人工林はそれなりに蓄積が増加しているのは認めるとしても、間伐材が安価な外材に市場で圧迫されて採算がとれないために間伐が進まないことによっている。統計上の蓄積量は増加しているとは言え、実質的には伐採できる資源が底をついてきているのが現状と言える。

間伐の行われない人工林は、森林としてはもともと虚弱なものであり、またそのような人工林での蓄積の増加は、良質な資源の育成にはけっしてつながらぬ。そして、こうして人工林での資源育成に不可欠の間伐が停滞している中で、苦しい林業の伐採の手は、勢い残り少ない天然林の優良木に向けられることになる。大きな社会的論議を呼んだ知床国立公園内の伐採などはまさにこのような状況の中で行われたものだった。かつて林業の好景気によって乱伐された北海道の天然林が、現在は不況の中で、変わらぬ過酷な負担を強いられているのである。このように、数字上の蓄積の増加とは裏腹に、北海道の森林は今、過伐による荒廃した天然林と手入れ不足による過密な人工林の両者の増大という、きわめて憂慮すべき状況になっていると言つてよい。

また、こうした間伐の遅れた過密な人工林と荒廃した天然林の拡大は、森林土壌の劣化や流亡を引き起こすことから、北海道の森林全体の環境保全機能をおおきく低下させてきているとみてよいだろう。近年における各地の河川の基底流量の低下やその一方での洪水、山崩れの頻発などは、いずれも森林の機能低下によるものと思われる。ただ、森林の劣化と環境災害の因果関係を具体的に

立証する科学的データはまだけっして充分ではなく、今後の重要な課題として残されている。

いろいろな観点から見ると、北海道の森林は、この三十年間に大きく変容し、また衰退してきていることが明らかなのである。しかも、ここで取り上げたのはあくまでも統計に表われた数字に過ぎず、統計に盛り込まれた蓄積量などについては、現段階ではまだ高い精度で把握されたものとは思われない。むしろ、目に触れる範囲に森らしい森がほとんどなくなってしまう、という道民一般の実感の方が、統計数字以上に実態をとらえているとみて間違いないだろう。

このような森林の状況は、現時点でみれば人件費を始めとする経費の上昇や安い外材の流入といった社会情勢のもたらす苦しい林業の事情が森林を圧迫しているためと言つことができる。しかしこのような事態を招いた根本に、戦後の森林施策計画の破綻があることも事実である。その第一は、なんと言つても、さきに述べたような林種転換の方針による人工林の大規模な拡大にあった。林種転換は、天然林を単純一斉林に置きかえることによって施業効率と生産力の向上を企図して始められたのであるが、それは大面積の皆伐・一斉造林に対する森林保護や育林上の保証がないままで、人工林の成長見込量を先取りして木材需要に応えるという、いわば二重の見切り発車であった。

その結果は、人工林での蓄積は増えてきているとは言ふものの、一方では予想を越える多くの生物害や気象害による造林の失敗や育成不良を招き、これに間伐材の売れ行き不振が加わって人工林造成にかけた莫大な資本の回収を困難にしているのである。さらに、このことが国有林や道有林の天

然林への負担を強めて劣化に拍車をかけているとみてよい。つまり近年の伐採量の減少は、資源保護のための伐採の抑制によるものではなく、さきにも述べたように資源の枯渇と林業の低迷から伐れる木がなくなってきたためであり、さきあげた表五の天然林の蓄積減からもわかるように、国有林では生長量を越えた、いわば元金を食い潰しての天然木の伐採が今も続いているのである。

四、国有林の問題

北海道の森林に関する問題の縮図は、国有林である。よく知られている国有林の経営悪化は止まるどころがない。平成五年度の決算では累積赤字額が二兆九千九百二十四億円を超えるまでになってしまった。林野庁所管の森林面積が全森林面積の五五%を超える北海道では、こうした国有林の深刻な財政悪化とそのもとの森林の荒廃はそのまま北海道の森林問題なのである。道内の森林保護をめぐる論議のほとんどが国有林なのはそのためと言つてよい。

そうした中で、平成四年に国有林は森林を類型区分して取り扱う考えに基づく新たな施業管理計画の方針を打ち出した。国有林が出した森林の類型区分表六とは、次のとおりである。

- ①自然維持林―生態系や貴重動植物等の保護を第一とする場所
- ②国土保全林―山地災害や水資源保全等を第一とする場所
- ③木材生産林―木材の生産を第一とする場所
- ④森林空間利用林―森林リクレーション、自然教育等を第一とする場所

この四つの面積比は各管林署によって異なっている

表一 5 天然林の面積と蓄積

単位：ha、千㎡

年	全 体		国 有 林		道 有 林		民 有 林 (市 町 村 有 林、 その他民有林を含む)	
	面 積	蓄積(㎡/ha)	面 積	蓄積(㎡/ha)	面 積	蓄積(㎡/ha)	面 積	蓄積(㎡/ha)
昭和39年(1964)	4,450,612	535,862 (120.4)	2,544,202	394,757 (155.2)	489,571	60,685 (124.0)	1,301,176	65,292 (50.2)
昭和48年(1973)	3,918,229	487,097 (124.3)	2,433,732	361,615 (148.6)	394,402	52,975 (134.3)	1,090,095	72,507 (66.5)
昭和58年(1983)	3,661,508	452,128 (123.5)	2,270,860	324,787 (143.0)	377,101	48,213 (127.9)	1,013,547	79,128 (78.1)
平成 5 年(1992)	3,566,929	435,953 (122.2)	2,235,074	302,378 (135.3)	372,816	46,389 (124.4)	959,039	87,186 (90.9)

表一 6 国有林の類型区分

単位：ha

区 分	営 林 支 局					計
	北 海 道	旭 川	北 見	帯 広	函 館	
国 土 保 全 林	96,397	191,556	86,195	69,027	73,531	516,706
自 然 林	109,226	120,166	40,768	137,717	78,986	486,863
森 林 空 間 利 用 林	97,358	58,192	22,149	57,135	26,781	261,615
木 材 生 産 林	372,959	493,254	279,937	444,120	210,154	1,800,424
区 分 林	72	0	1	0	295	368
合 計	676,012	863,168	429,050	707999	389,747	3,065,976

るが、北海道の国有林全体では現在表六のようになっている。

しかし、この類型区分には発想自体に大きな問題があると言わざるを得ない。そもそも森林の多目的利用とはこうして森林をいくつもの単目的のものに分割することではないはずだからだ。それは森林を偏った内容のもの集合体にしてしまいかねない。とくに、およそ六割を占める木材生産林などは、残す所は残したのだから伐る所では伐るといった、利用と保全の統一という森林施業の基本課題からますます逸脱した取り扱いにならないか。

さらに、もう一つの大きな疑問は森林空間利用林にある。新しい施業管理計画のキャッチ・フレーズは「国民の多様な要請に応えたわかりやすい山作り」となっているが、その目玉とも言えるのが類型区分の中に設けられた森林空間利用林である。しかし各営林署で森林空間利用林として線引きした場所を見ると、自然保護の観点から多くの異論が出されてきたリゾート計画、たとえば恵庭営林署と苫小牧営林署にかかわる「厚生年金休暇センター」、室蘭営林署の「室蘭岳スキー場」、「大滝高原リゾート」などの計画用地が丸ごと含まれている。つまり、森林空間利用林とは、国有林を対象とするリゾート開発計画、いわゆるヒューマン・グリーン・プランなどの対象地、候補地を確保するためのものとみてよい。

ヒューマン・グリーン・プランは、昭和六十二年にリゾート法の制定と前後して林野庁が通達として出した、国有林内でも第三セクター方式によるリゾート開発ができることにしたものである。このことは、リゾート開発戦略が当初から国有林

を重要なターゲットにしていたことを示している。これによって北海道には三十四箇所の候補地が選定され、そのうち「赤井川」、「ニセコグリーンピア」、「津別」ではすでに計画が実施されている。

林野庁がこうしてリゾート開発戦略に積極的に対応したのは、さきに述べたような膨大な累積赤字に悩む財政建て直しのねらいからである。林野庁は平成二年に発表した「国有林野事業経営改善大綱」の中で累積赤字の処理については資産の見直しを行うこととし、これを受けた「国有林野事業改善特別措置法」の第三次改訂によって従来は経常事業部門の収入になっていた土地などの売却収入が累積債務の処理に充てられることになった。そして、今後二十年間を目途にして庁舎・宿舍敷地等一万ヘクタール、林野十万ヘクタールを売却して当時の累積赤字額に相当する二兆円以上の収入をあげて債務返済に充てることにした。

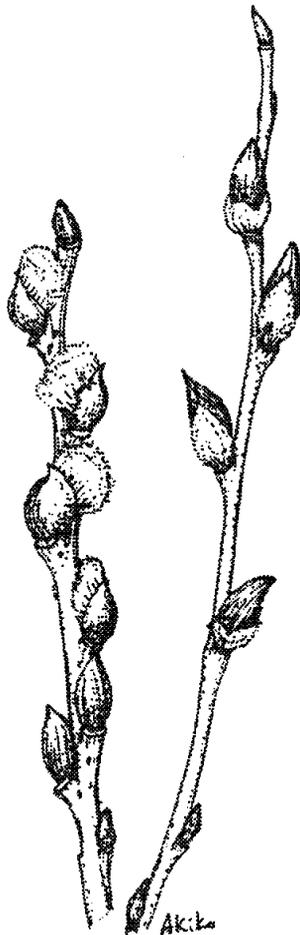
ただ、借入金の利子の上積みがあるため、これだけではまだ一兆円以上の債務が残る勘定だった。そこで、それに充てるための増収策としてあてこまれたのが、ヒューマン・グリーン・プランをはじめとするリゾート開発が生む貸付料だったのだ。国有林の施業管理計画の林地類型区分の中に「森林空間利用林」なるものが登場したのには、このような背景があったのである。

各方面から言われているように、良好な自然を国民に提供するという唄い文句によるリゾート開発は、実際は自然を有料化して地域住民をそこから締め出すものでしかなかった。リゾート開発への国有林の傾斜は、林業からの撤退路線であるだけでなく、国有林と住民の間をますます遠ざけるものであったのである。

バブル経済の崩壊により、リゾート開発は今のところ停滞している。しかしそれは国有林の立場からみれば、リゾート開発ブームに乗った赤字解消策がまずついたことでもある。事実、「経営改善大綱」を出した平成二年から五年度末までの三年間に、国有林の累積赤字は逆に一・五倍にもふくれ上がってしまった。窮余の策とは言え、赤字の解消を林地の切り売りやリゾート産業への森林の提供で行おうとする、森林の保全という国有林本来の義務から離れた姿勢が続く限り、国有林の迷走は今後も続いてさらに新たな問題を引き

起こしそうである。

国有林再建のためには、現在の独立採算制度の殻を打ち破るほかはないと思われる。それは国民全体で国有林の赤字を負担する道である。しかし、国有林が国土保全の原点に立って存続するためにはそれしか道はないだろう。それにもかかわらず、国有林自身がそのことを明確に表明しないのは何故なのか。北海道の森林保全の鍵を握る存在である国有林の今後の在り方について、広汎な道民の声を結集してゆくことを訴えたい。



ヤナギの花芽